

障害者に対する職場実習推進事業のご案内

沖縄労働局及びハローワークでは障害者の職場実習を推進しており、実習受入候補事業所として登録いただける企業を募集しています。

このような企業の皆様に…

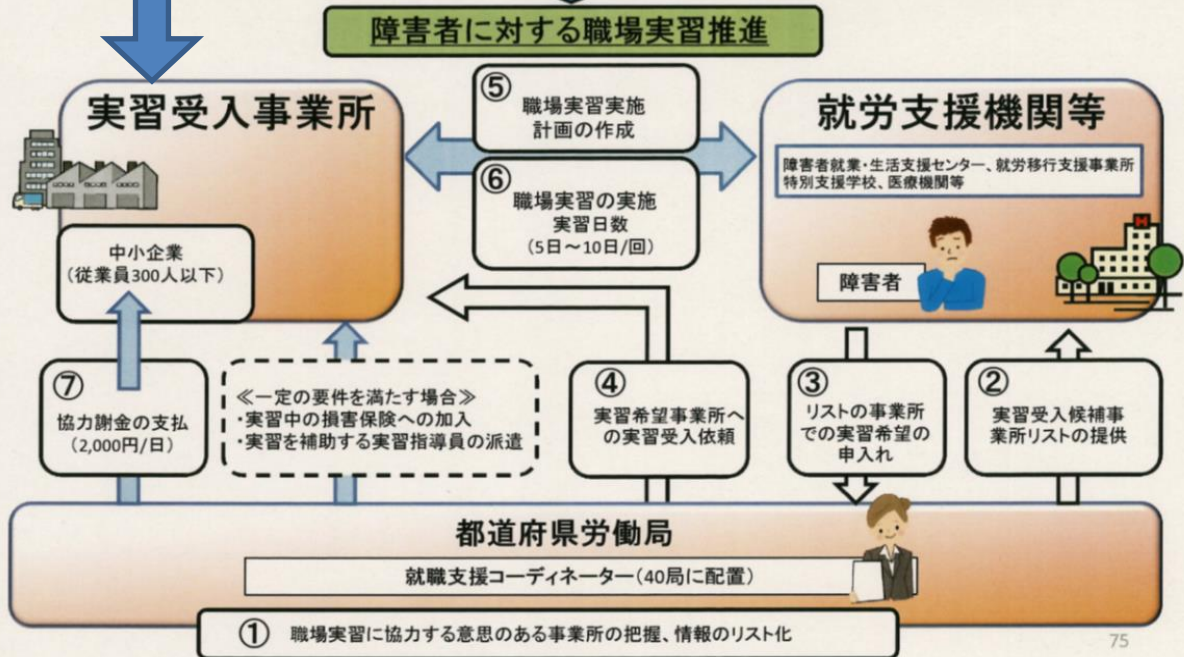
- ◇障害者雇用に関心はあるが、雇用経験やノウハウが乏しく不安。
- ◇障害のある人にどんな仕事をしてもらえばいいかわからない。



実習受入事業所として登録

障害者に対する職場実習推進

○ 企業において障害者が就労を体験する職場実習を通じて、障害者本人やその保護者、福祉施設・特別支援学校・医療機関の職員等と企業との相互理解を深めることが重要



※この他、職場実習を実施することが望ましいと安定所が判断した求職者について、実習受入事業所に対し職場実習を依頼することもある。

- ★実習期間は5日～1ヶ月以内、実習日数は5日～10日で設定します。
- ★障害者への賃金や交通費の支払いはありません。
- ★実習対象者が従事する業務内容に精通し、作業指導に適任と思われる方を実習の担当者としてご選任ください。
- ★実習期間中の事故等に関して、就労支援機関等又は労働局が保険に加入します。
- ★実習を行った事業所（従業員300人以下の事業所）に対して、労働局から協力謝金（実習者1人に対し1日2,000円、上限20,000円）をお支払します。
- ★障害者就労支援事業所は、実習受入事業所としての登録はできません。